

県内の一級河川は、「天井川」や「尻無川」といった形態をなす河川が多く、各々の解消を目標に取り組んできました。現在は、当面の整備目標を定め、川の中の対策(通常の河川改修「ながす」対策)に取り組むとともに、川の外の対策(「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策)も総合的に実施する「流域治水」を進めています。

1. 水害

滋賀県の降雨は、梅雨時期(6～7月)と台風時期(9月)に多く、北部では降雪のため冬の降水量も多くなっています。

また、滋賀県は、若狭湾、大阪湾、伊勢湾が入り込む本州最狭部に位置し、1000m級の山々に囲まれた盆地となっているため、季節によって風向きが変化し、複雑な気流が発生します。このため、雨や雪の降り方も年によって変化し、局部的豪雨が起きやすく、過去幾度となく洪水などの自然災害に見舞われました。

近年発生した滋賀県内の主な水害としては、2017(平成29)年の台風21号による新川や日野川の氾濫、2022(令和4)年の8月豪雨による高時川の溢水氾濫による家屋浸水被害などが記憶に新しいところです。

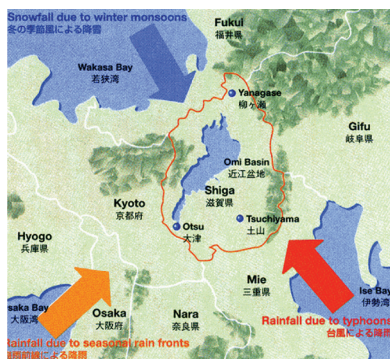


図9-7-1 降雨の違いを特徴づける地形と気流の関係

表9-7-1 戦後の主な災害

災害名	台風13号	台風7号	伊勢湾台風	第二室戸台風	台風24号	梅雨前線豪雨	台風19号	台風7-8号	台風23号	短時間大雨	台風18号
発生日月	1953年 9月25日	1959年 8月13日	1959年 9月26日	1961年 9月16日	1965年 9月17日	1987年 7月14日	1990年 9月19日	1998年 9月21日	2004年 10月20日	2008年 7月18日	2013年 9月16日
総雨量	261mm 春照	528mm 政所	523mm 政所	279mm 政所	515mm 政所	300mm 大津	366mm 霜ヶ原	214mm 春照	378mm 君ヶ畑	109mm (84mm/h)長浜	635mm 葛川
被害 被害者 (戸)	死者等 47	4	16	3	3	1	1	3	1	0	1
	負傷者 497	18	114	438	19	0	2	24	1	0	9
	計 544	22	130	441	22	1	3	27	2	0	10
	全壊流失 522	18	357	610	63	0	0	0	0	0	10
	半壊 1,198	72	1,309	3,388	329	2	174	404	6	0	279
(土木被害) 簡木被害	床上浸水 9,390	2,434	5,920	250	1,162	13	180	1	0	11	49
	床下浸水 29,284	7,081	19,186	557	12,282	766	0	26	41	203	497
	計 40,394	9,605	27,402	4,805	13,836	781	354	431	47	214	835
	橋梁損壊 298	253	316	5		5	21	0		0	2
	道路損壊 715	952	782	69		55	470	121	27	0	1,025
主な水害	堤防損壊 1,364	4,460	3,330	117		93	321	63	41	0	951
	計 2,377	5,665	4,428	191	2,523	153	812	184	68	0	1,978
	安曇川 野洲川等 決壊	姉川 天野川等 決壊	愛知川 日野川 決壊		日野川 決壊		愛知川 決壊	金勝川 決壊		鴨川 決壊	

2. 河川の治水事業

河川にかかる治水事業は、「天井川」の解消や「尻無川」における流路の是正、川幅の拡幅を目標として進めてきました。現在はハード・ソフト対策を一体として、あらゆる



関係者により社会全体で水害に備える、滋賀の流域治水の取組を進めています。

(1)国直轄河川改修事業

琵琶湖流入河川では、野洲川、草津川、大津放水路の3河川が国直轄事業で進められてきました。「近江太郎」の異名をとる県内最大規模の野洲川は1979(昭和54)年度に、代表的な天井川である草津川は、平成14年度にそれぞれ放水路が通水しました。また、大津市南部を流れる8つの小河川の洪水を中流部で取り込んで瀬田川に流す大津放水路は、地下トンネルとして2005(平成17)年度にⅠ期区間が通水しました。

(2)県河川改修事業

かつて県内の一級河川は、台風などによる被害を毎年のように受けていたため、小規模な被災箇所は災害復旧事業により対応し、1959(昭和34)年に天野川で発生したような大規模災害は、災害関連・助成事業として河積拡大、流路是正などの改良復旧を実施しました。

また、「琵琶湖総合開発事業」(1972(昭和47)年度～1996(平成8)年度)では、39河川、延長約101kmの河川改修を県の施工により実施しました。

近年では、比較的大規模な河川改修について、国からの交付金による河川改修費補助事業を進めています。この他、国補助事業への採択が困難であり、緊急を要する事業は、県単独河川改良事業として河川改修を実施しています。

具体的には、当面の整備目標として、流域面積が50km²以上の河川は戦後最大洪水規模相当、50km²未満の河川は10年に1度の頻度の降雨(時間雨量50mm相当)の洪水を安全に流下させることとして、河川改修を実施しています。合わせて、堤防強化の対策も実施しています。

(3)滋賀の流域治水

近年の気象変動の影響等から集中豪雨が頻発し、深刻な水害が全国各地で発生している状況を踏まえ、どのような洪水であっても、①命が失われることを避け(最優先)②生活再建が困難となるような被害を避けることを目的として、川の中の「ながす」対策に加えて、川の中の「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行し、自助・共助・公助が一体となって、ハード・ソフトあらゆる手段を総合的に進めていく滋賀の流域治水を推進しています。



図9-7-2 滋賀の流域治水